

# 八丈町農業委員会

## 第4回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和3年7月26日(月)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和3年7月26日(月) 9:00~10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

|         |    |        |    |    |       |
|---------|----|--------|----|----|-------|
| 会長      | 14 | 沖山 慶孝  | 委員 | 6  | 浅沼 實  |
| 会長職務代理者 | 13 | 浅沼 博之  | 〃  | 7  | 菊池 家司 |
| 委員      | 1  | 磯崎 正   | 〃  | 8  | 大澤 正雄 |
| 〃       | 2  | 伊勢崎 武二 | 〃  | 9  | 菊池 勝男 |
| 〃       | 3  | 菊池 國仁  | 〃  | 10 | 奥山 完己 |
| 〃       | 4  | 菊池 寛   | 〃  | 11 | 青木 保憲 |
| 〃       | 5  | 磯崎 典雄  | 〃  | 12 | 沖山 宗春 |

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：5名

|    |   |           |    |   |       |
|----|---|-----------|----|---|-------|
| 委員 | 1 | 菊池 睦男     | 委員 | 5 | 浅沼 隆章 |
| 〃  | 2 | 加藤 純生(欠席) | 〃  | 6 | 欠員    |
| 〃  | 3 | 笹本 守彦     | 〃  | 7 | 奥山 利平 |
| 〃  | 4 | 西條 忍      |    |   |       |

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：11番 青木 保憲委員、10番 沖山 宗春委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)
- 5) 議案第3号 非農地証明の交付決定について

9. 出席事務局職員：事務局長 高野 秀男、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、事務局 坂井 俊介、笠井 貴夫、小宮山 優

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹

八丈支庁産業課農務担当 主事 山口 修平

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

島しょ農林水産総合センター 主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

職務代理 それでは時間となりましたので第4回総会を開催いたします。  
本日の会議録署名委員ですが、11番委員・12番委員お願いします。  
次に会長活動報告を行います。

議長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）  
について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意  
見を求める。

令和3年7月26日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

番号1① 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農用内、  
面積688㎡

続いて、番号1② 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農用内、  
面積2,484㎡

続いて、番号1③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、  
面積1,884㎡、3筆合計5,056㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 2年間、賃借料は無償となります。

なお、この申請地については、2年後に譲渡人と譲受人の間で売買をする方向で話が進んでおり、今回の利用権設定は、その売買を考慮しての準備期間という事で伺っております。

続いて、番号2 農地の所在 大字●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、面積5,769㎡の内1,500㎡、内容は更新となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 観葉植物、期間 10年間、賃借料は無償となります。

続いて、番号3 農地の所在 大字●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、面積1,477㎡の内430㎡、内容は更新となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 鉢物、期間 2年間、賃借料は30,000円となります。

続いて、番号4 農地の所在 大字●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農用内、面積9,878㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 10年間、賃借料は無償となります。

続いて番号1①②③農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

続いて番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号3農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号3農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1①から③の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については新規認定就農者ですので問題ありません。

農地はいずれも現在ロベレニーを栽培しており、利用権設定後も引き続き栽培する計画となっております。今後は、先輩農業者の指導を受けながらロベレニーを主とした農業に従事していくとのこと。

番号2の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問

題ありません。農地については、観葉植物を栽培していく計画となっております。

番号3の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。農地については、鉢物を栽培していく計画となっております。

番号4の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。申請のあった農地は、令和4年度の夏以降に申請地の中段部分にロベネットの施設整備予定です。施設整備に必要とする利用権設定期間が前回設定した利用権では満たさなかった為に、再度利用権を設定するものです。申請農地では引き続きロベレニーを栽培していく計画となっております。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1①・②農地について、6番推進委員をお願いします。

推委6番 事務局からの説明どおり、番号1①・②農地はいずれもロベが植えられており問題ないと思われれます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1①・②農地について、13番農業委員をお願いします。

農委13番 利用権を設定する●●●●さんについては、高齢で体調も崩されている為、農業を縮小する意向があります。利用権設定を受ける●●●●さんについては、今後ロベ切りを頑張っていこうとしている農業者さんですので問題ないと思われれます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1③農地について、1番推進委員をお願いします。

推委1番 事務局からの説明どおり、番号1③農地はロベが植えられており問題ないと思われれますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1③農地について、4番農業委員をお願いします。

農委4番 番号1①・②の説明で13番委員が説明したとおり、利用権を設定する●●●●さんについては高齢で農地の縮小意向があります。利用権設定を受ける●●●●さんについては今後ロベで期待される農業者ですので問題ないとおもわれれます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、1番推進委員をお願いします。

推委1番 事務局からの説明のとおり、今回利用権設定の更新ということで問題ないと思われれます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、4番農業委員をお願いします。

農委 4 番 利用権を設定する●●●●さんと利用権設定を受ける●●●●さんについては親戚関係にあたり  
ます。更新とのことで引き続き観葉植物の栽培に取り組むとのことで問題ないかと思  
います。  
よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号 3 農地について、3 番推進委員をお願いします。

推委 3 番 利用権設定を受ける●●●●さんは高齢ではございますが、現在も鉢物中心に農業をしており  
ますので問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号 3 農地について、1 番農業委員をお願いします。

農委 1 番 推進委員から発言がありましたが利用権設定を受ける●●●●さんは高齢ではあり  
ますが、実際に●●●●さんと会って話したところ、今回更新ということで継続して鉢物栽培に  
取り組むとのことですので問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号 4 農地について、意見を伺って参りたいと思っておりますが、本件に直接  
関係いたします委員がおりますので、関係者となる委員は一度議場を退出願  
います。

【委員 1 名退出】

議長 それでは、番号 4 農地について、4 番推進委員をお願いします。

推委 4 番 番号 4 農地については、以前からの利用権設定の期間変更に伴うものであり、  
事務局からの説明どおり問題ないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号 4 農地について、7 番農業委員をお願いします。

農委 7 番 利用権設定を受ける●●●●さんと会って話したところ、事務局からの説明ど  
おり、これからロベネットを整備する計画とのことです。農地についても、小さな  
ロベが植えられており問題ないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等  
はございますか。  
…無いようでしたら第 1 号議案を承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号については承認することと決しました。  
事務局は退出された委員に、自席に戻っていただくよう連絡をお願いします。

議長 続いて、議案第 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認  
について（所有権移転）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について  
意見を求める。

令和3年7月26日提出

八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、  
面積 378㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、売買価格 無償、移転の時期 令和3年8月1日

続いて、番号2 農地の所在 大字●●●番、登記 畑、現況 畑、  
農振区分 農用内、面積 648㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、売買価格 10,000円、移転の時期 令和3年8月1日

支払方法、現金払い、支払期限 令和3年7月7日

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域  
図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご  
覧ください。

【番号2農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1農地の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事につ  
いては認定新規就農者ですので問題ありません。農地はすでにロベレニーが植えられており引  
き続きロベレニーを栽培していく計画となっております。

続いて、番号2農地について、所有権を移転する●●●●さんについては、経営規模縮小の意  
向があり、今回所有権移転を行うこととなりました。●●●●さんについては、全部効率利用、  
常時従事については新規認定就農者ですので問題ありません。農地利用計画については、経  
営計画を見直し、現在栽培されているロベレニーをそのまま継続して、栽培していきたいとの  
ことです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。  
番号1農地について、5番推進委員お願いします。

推委 5 番 事務局からの説明どおり、特に問題ないかと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長 続いて、番号 1 農地について、13 番農業委員お願ひします。

農委 13 番 所有権を移転する●●●●さんは、高齢で現在農業は行っておらず、農地縮小の意向があります。所有権移転を受ける●●●●さんは今後期待される若手のロベ切りですので問題ないと思われまます。よろしくお願ひします。

議長 続いて、番号 2 農地について、1 番推進委員お願ひします。

推委 1 番 農地にはきれいにロベが植えられており、事務局の説明どおり問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長 続いて、番号 2 農地について、4 番農業委員お願ひします。

農委 4 番 所有権移転をする●●●●さんと所有権移転を受ける●●●●さんとは親子関係にあたり、農地についてもロベが植えられておりますので、問題ないかと思われまます。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございまますか。  
…無いようでしたら第 2 号議案を承認することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 2 号については承認することと決しました。

議長 続いて、議案第 3 号 非農地証明の交付決定について上程いたします。事務局説明願ひます。

事務局 議案第 3 号 非農地証明の決定について

上記議案を提出する。

令和 3 年 7 月 26 日 提出者 八丈町農業委員会会長 沖山 慶孝

第 3 回農業委員会総会において、非農地として意見を付して東京都に協議行つた番号 1 申請地の 1 筆に関して、東京都より同意が得られたため、今回非農地として証明することの決定について議案を上程する。

資料をめくっていただき 1 ページ目が前回の総会において配布した資料となります。農地の所有者や場所等の説明につきましては、前回の総会で説明しましたので、省略させていただきます。前回の総会で、委員の皆様の承認を得た後に東京都へ提出し協議いただき、資料 2 ページ目のとおり正式な回答書面を収受いたしました。

今回の総会において委員の皆様にご最終決定をいただきますと、資料3ページ目の願出書の下部にございます農業委員会会長名にて所有者へ通知する流れとなっております。

対象の農地について「非農地」として取り扱うことに前回と同様に問題無いようでしたら、決定することの議決をいただければと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。前回の総会后、東京都へ提出し、東京都からの回答がきたので、最終決定として今回議案に上がっているとのことですが、質問や意見等はございますか。

…無いようでしたら第3号議案を決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については決定といたします。